

調査票の使い方

1. 調査票の構成	1
2. 調査票の記入方法	2
3. 調査票様式の修正	2 1

1. 調査票の構成

【地震】

調査票名称	地震 木造・プレハブ			地震 非木造	
	第1次		第2次	第1次	第2次
	A	B			
枚数	1枚	1枚	3枚 (1基本データ、損傷面積率、 判定結果等、2平面図等)	1枚	2枚 (1基本データ、判定結果等、 2平面図等、3損傷面積率)
配置図	○	○	—	○	—
平面図等	—	—	○	—	○
2. 調査票の記入方法掲載ページ	P2	P4	P6	P8	P10

【水害】

調査票名称	水害 木造・プレハブ	水害 非木造
枚数	2枚 (1基本データ、判定結果等 2損傷面積率)	1枚
配置図	○	○
平面図等	—	—
2. 調査票の記入方法掲載ページ	P12	P15

【風害】

	風害 木造・プレハブ	風害 非木造
枚数	2枚 (1基本データ、判定結果等 2損傷面積率)	1枚
配置図	○	○
平面図等	—	—
2. 調査票の記入方法掲載ページ	P17	P19

- 地震：木造・プレハブ（第1次）の調査票については、2種類の調査票（調査票A及び調査票B）から地方公共団体の判断で選択できることとします。

2. 調査票の記入方法

1) 地震

①木造・プレハブ

a) 第1次調査票A

- 左端が黒地に白文字の項目が、現場で実施する調査項目です。「判定へ」等の指示がない限り、1から順番に全ての項目についての調査を実施します。
- 左端が白地の項目は事前に役場等で記入しておくとい良いでしょう。
- 「2. 住家」は、居住のために使用されている建物である場合にチェックをいれます。
- 「3. 配置状況」は、これから判定しようとしている住家の範囲（居住の用に供されていると推定される部分）が分かるように記入して下さい。建物の外形を詳細に再現する必要はありません。

※判定する住家の範囲を確定した段階で、当該住家全体（外部から撮影できる全ての面）の写真を撮影し記録しておいてください。

- 「4. 応急危険度判定」については、危険、要注意、調査済、不明のいずれかに○をつけてください。また、応急危険度判定のステッカーに記載されているコメントの要点を転記してください。転記に代えて、ステッカーの写真を撮影しても良いでしょう。
- 「5. 外観」は該当するものがあつた場合はチェックをし、矢印に従って判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。
- 「6. 傾斜」の計測の際の下げ振りの垂直部分の長さは1.2mとしています。「6. 傾斜」の平均値が6cm以上の場合、矢印に従って判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。
- 「7. 躯体」における基礎の損傷率75%以上かどうかの判定において、目視調査により明らかに75%以上もしくは75%未満の場合には、損傷基礎長等の計測は不要です。75%以上かどうか目視により判断できない場合にのみ計測を行ってください。損傷率が75%以上となった場合は、矢印に従って判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。
- 「8. 基礎」は、該当する損傷率の列の値（損害割合）に○印をつけてください。
- 「9」「10」は、損傷程度毎に該当する面積率の列の値（損害割合）に○印をつけてください。その際、面積率の合計は100%を超えないようにしてください。面積率について、20%刻みで判定しづらいものについては、同一の損傷程度で複数の面積率の列の値に○をつけても構いません。（「～10%」の列の値とその他の何れかの面積率の列の値に○をつけることにより、10%刻みで判定することができます。）
- 「10」で調査終了です。「損害割合算出表」に従って計算し判定します。

<損害割合算出表の記入>

- 傾斜無の表において、「8基礎」と「9壁」と「10屋根」のそれぞれで○をつけた値の合計値をそれぞれの部位の欄に記入し、各合計値の和を「計あ」に記入してください。
「6傾斜」の平均値が2cm未満の場合は、「計あ」が住家の損害割合となります。
※「8」などの番号は、上の黒地に白抜き数字と合致しています。○をつけた値を合計し、該当する欄に記入してください。
- 「6傾斜」の平均値が2cm以上の場合は、傾斜有の欄にも記入してください。「10屋根」に15%を加えた値が損害割合「計い」となります。「計あ」又は「計い」の大きい方の値が住家の損害割合となります。
- 「判定」の欄に損害割合を記入し、該当する被害の程度にチェックを入れて終了です。

b) 第1次調査票B

- 左端が黒地に白文字の項目が、現場で実施する調査項目です。「判定へ」等の指示がない限り、1から順番に全ての項目についての調査を実施します。
- 左端が白地の項目は事前に役場等で記入しておくとい良いでしょう。
- 「2. 住家」は、居住のために使用されている建物である場合にチェックをいれます。
- 「3. 配置状況」は、これから判定しようとしている住家の範囲（居住の用に供されていると推定される部分）が分かるように記入して下さい。建物の外形を詳細に再現する必要はありません。

※判定する住家の範囲を確定した段階で、当該住家全体（外部から撮影できる全ての面）の写真を撮影し記録しておいてください。

- 「4. 応急危険度判定」については、危険、要注意、調査済、不明のいずれかに○をつけてください。また、応急危険度判定のステッカーに記載されているコメントの要点を転記してください。転記に代えて、ステッカーの写真を撮影しても良いでしょう。
- 「5. 外観」は、該当するものがあつた場合はチェックをし、矢印に従って判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。
- 「6. 傾斜」の計測の際の下げ振りの垂直部分の長さは1.2mとしています。「6. 傾斜」の平均値が6cm以上の場合、矢印に従って判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。
- 「7. 躯体」における基礎の損傷率75%以上かどうかの判定において、目視調査により明らかに75%以上もしくは75%未満の場合には、損傷基礎長等の計測は不要です。75%以上かどうか目視により判断できない場合にのみ計測を行ってください。損傷率が75%以上となった場合は、矢印に従って判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。
- 「8」～「10」について、該当する場所に○印をつけてください。損傷がない場合は、「無被害」に○をしてください。

※損害割合は、損傷程度と損傷面積率によって決まります（損傷している範囲が広く、損傷面積率が大きくても、損傷程度によっては、大きな損害割合とならない場合があります。）。『イメージ図』の損傷程度と損傷面積率との関係に留意して、最も近い損害割合を選んでください。

- 「10」で調査終了です。「損害割合算出表」に従って計算し判定します。

＜損害割合算出表の記入＞

- □A、□Bに該当するかどうかを確認し、Aに該当かつBに該当の場合は、傾斜有の計算へ、それ以外の場合は、傾斜無の計算へ進みます。
- 傾斜無の場合は、「8基礎」と「9壁」と「10屋根」の合計値が損害割合となります。
- 傾斜有の場合は、「10屋根」に15%を加えた値が損害割合となります。

※「8」などの番号は、上の黒地に白抜き数字と合致しています。○をつけた値を該

当する欄に記入してください。

- 「判定」の欄に損害割合を記入し、該当する被害の程度にチェックを入れて終了です。

c) 第2次調査票

- 左端が黒地に白文字の項目が、現場で実施する調査項目です。「判定へ」等の指示がない限り、1から順番に全ての項目についての調査を実施します。
 - 左端が白地の項目は事前に役場等で記入しておくとい良いでしょう。
 - 「2. 住家」は、居住のために使用されている建物である場合にチェックをいれます。
 - 「3. 外観」は該当するものがあつた場合はチェックをし、矢印に従つて判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。
 - 「4. 傾斜」の計測の際の下げ振りの垂直部分の長さは1.2mとしています。「4. 傾斜」の平均値が6cm以上の場合は、矢印に従つて判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です
 - 「5. 基礎」は、基礎の全長、損傷長を計測し、基礎の損傷率を算出してください。基礎の損傷率が75%以上となつた場合は、矢印に従つて判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。
 - 「6. 柱（又は耐力壁）」について、目視により損傷率が75%以上かどうか判断できない場合は、2頁「7」以降に進んでください。
 - 「7」では、各階平面図及び屋根伏図を記入します。1枚で全ての図面を記入できない場合は、コピーして使ってください。
 - 「8. 面積率」の床面積率と屋根面積率は、階別に判定した部位別損害割合から住家全体の損害割合を算出するために用います。「主要階」と「その他階」それぞれにおいて、面積率の合計が1.0になるように記入してください。
 - 「9」～「15」について、左側の「主要階」の列は、主要階の面積を100%とした場合の損傷程度毎の面積率、右側の「その他階」の列は、その他階の面積を100%とした場合の損傷程度毎の面積率について、該当する箇所に○をつけてください。その際、面積率の合計は100%を超えないようにしてください。面積率について、20%刻みで判定しづらいものについては、同一の損傷程度で複数の面積率の列の値に○をつけても構いません。（「～10%」の列の値とその他の何れかの面積率の列の値に○をつけることにより、10%刻みで判定することができます。）
- ※主要階とは、「1階もしくは1階以外の階で台所・食堂・居間の全てを有する階」となります。通常は1階が主要階ですが、例えば、3階建住家の2階に台所・食堂・居間の全てがある場合、2階を「主要階」、1階と3階を「その他階」とします。
- 「16. 設備」について、浴室、台所が存在する階と損傷の状況について該当するところに○印をつけてください。右側のその他の欄は、浴室及び台所以外の設備に被害があつた場合に適宜、利用してください。
 - 「16」で調査終了です。「損害割合算出表」に従つて計算し判定します。

<損害割合算出表等の記入>

- 3頁の「9. 外壁」から「15. 床（階段を含む。）」までの各部位について、「主要階」、「その他階」別に○のついている数字の合計値を「計」の欄に記入してください。外壁、柱（又は耐力壁）、天井、内壁、建具、床については「計」に各階の床面積率を、屋根については「計」に各階の屋根面積率を乗じて得られた値をB欄（主要階）、C欄（その他階）に記入して下さい。
- 3頁の「16. 設備」について、主要階、その他階のそれぞれの階にある設備の損害割合の合計を計のB欄（主要階）、C欄（その他階）に記入して下さい。
- 1頁目のb列には3頁目のB欄の値を、c列にはC欄の値を転記してください。
- d列はb列の値とc列の値の合計値を小数点以下第1位で四捨五入した値を記入してください。なお、d列のうち「10. 柱（又は耐力壁）」の合計値が15%以上となった場合、「判定」に進み、「全壊」にチェックを入れて終了です。
- e列はb列の値に1.25を乗じた値、f列はc列の値に0.5を乗じた値を記入します。
- g列にはe列の値とf列の値の合計値を小数点以下第1位で四捨五入した値を記入してください。ただし、a列に記載してある構成比を上回ることはできません。aの値よりも大きな値となった場合は、aの値を記載してください。
- d列の合計値とg列の合計値を計算し、それぞれ「あ」、「い」に記入します。
- 「4. 傾斜」が2cm未満の場合、「あ」又は「い」のうち大きいほうの値を「判定」の損害割合の欄に記入し、該当する被害の程度にチェックを入れて終了です。
- 「4. 傾斜」が2cm以上であった場合のみ、h列を使用します。あ>いの場合、d列の値を、あ<いの場合、g列の値をh列に転記してください。「10. 柱（又は耐力壁）」及び「5. 基礎」の値は用いません。転記した値の和に15%を加えた値を「う」に記入します。「あ」、「い」又は「う」の値のうち最大の値を「判定」の損害割合の欄に記入し、該当する被害の程度にチェックを入れて終了です。

②非木造

a) 第1次調査

- 左端が黒地に白文字の項目が、現場で実施する調査項目です。「判定へ」等の指示がない限り、1から順番に全ての項目についての調査を実施します。
- 左端が白地の項目は事前に役場等で記入しておくとい良いでしょう。
- 「2. 住家」は、居住のために使用されている建物である場合にチェックをいれます。
- 「3. 配置状況」は、これから判定しようとしている住家の範囲（居住の用に供されていると推定される部分）が分かるように記入して下さい。建物の外形を詳細に再現する必要はありません。

※判定する住家の範囲を確定した段階で、当該住家全体（外部から撮影できる全ての面）の写真を撮影し記録しておいてください。

- 「4. 応急危険度判定」については、危険、要注意、調査済、不明のいずれかに○をつけてください。また、応急危険度判定のステッカーに記載されているコメントの要点を転記してください。転記に代えて、ステッカーの写真を撮影しても良いでしょう。
- 「5. 外観」は該当するものがあつた場合はチェックをし、矢印に従って判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。
- 「6. 傾斜」の計測の際の下げ振りの垂直部分の長さは1.2mとしています。
- 「7. 傾斜確認」は該当するものがあつた場合はチェックをし、矢印に従って判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。
- 「8. 柱梁の確認」は外観目視により柱又は梁を確認できる場合は「ア」に、柱及び梁を確認できない場合は「イ」にチェックをし、それぞれ矢印に従って部位ごとの判定を行います。「ア」と「イ」で調査部位が異なるので注意してください。
- 「9」～「11」は、損傷程度毎に該当する損傷面積率の列の値（損害割合）に○印をつけてください。その際、面積率の合計は100%を超えないようにしてください。面積率について、20%刻みで判定しづらいものについては、同一の損傷程度で複数の面積率の列の値に○をつけても構いません。（「～10%」の列の値とその他の何れかの面積率の列の値に○をつけることにより、10%刻みで判定することができます）

※ただし、「9. 柱又は梁」では柱、梁についてそれぞれ調査を行い、損害割合の大きい方の値を採用します。具体的には、損傷程度毎に該当する損傷面積率の列の値（損害割合）に、柱は×印、梁は✓印等、異なる印をつけて、それぞれ合計値を「計」欄に記入し、最終的に損害割合が大きい方の部位の合計値およびその損傷程度毎に該当する損傷面積率の列の値（損害割合）を○印で囲むといった方法が考えられます。

- なお「9. 柱又は梁」における損害割合の合計が45以上（損傷率75%以上）となった場合、「判定」に進み、「全壊」にチェックを入れて終了です。
- 「12. 設備等」について、高架水槽・受水槽、外部階段等の外部から目視できる設備について、損傷の状況及び損害割合を記入します。損害割合は15%の範囲内で適宜判

断します。

※配線・配管等、外部から目視できない設備は、設備等に含まれていないことに留意してください。

- 「12」で調査終了です。「損害割合算出表」に従って計算し判定します。

<損害割合算出表の記入>

- 「8. 柱梁の確認」にて「ア 外観目視により柱又は梁を確認できる場合」又は「イ 外観目視により柱及び梁を確認できない場合」のいずれを選んだかを確認してください。
- 「ア 外観目視により柱又は梁を確認できる場合」を選択した場合
 - ・ 「ア」の傾斜無の表において、「9. 柱又は梁」と「11. 雑壁・仕上等」と「12. 設備等」それぞれで○をつけた値の合計値をそれぞれの部位の欄に記入し、各合計値の和を「計あ」に記入してください。「6 傾斜」の平均値が2 cm未満の場合は、「計あ」が住家の損害割合となります。
 - ※「9」などの番号は、上の黒地に白抜き数字と合致しています。
 - ・ 「6. 傾斜」の平均値が2 cm以上の場合は、傾斜有の欄にも記入してください。「11. 雑壁・仕上等」と「12. 設備等」に20%を加えた値が損害割合「計い」となります。「計あ」と「計い」の大きい方の値が住家の損害割合となります。
- 「イ 外観目視により柱及び梁を確認できない場合」を選択した場合
 - ・ 「イ」の傾斜無の表において、「10. 外壁」と「12. 設備等」それぞれで○をつけた値の合計値をそれぞれの部位の欄に記入し、各合計値の和を「計う」に記入してください。「6 傾斜」の平均値が2 cm未満の場合は、「計う」が住家の損害割合となります。
 - ※「10」などの番号は、上の黒地に白抜き数字と合致しています。
 - ・ 「6. 傾斜」が2 cm以上であった場合のみ、傾斜有の欄を使用します。「12. 設備」に20%を加えた値が損害割合「計え」となります。「計う」と「計え」の大きい方の値が住家の損害割合となります。
- 「判定」の欄に損害割合を記入し、該当する被害の程度にチェックを入れて終了です。

b) 第2次調査

- 左端が黒地に白文字の項目が、現場で実施する調査項目です。「判定へ」等の指示がない限り、1から順番に全ての項目についての調査を実施します。
- 左端が白地の項目は事前に役場等で記入しておくとい良いでしょう。
- 「2. 住家」は、居住のために使用されている建物である場合にチェックをいれます。
- 「3. 外観」は該当するものがあつた場合はチェックをし、矢印に従つて判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。
- 「4. 傾斜」の計測の際の下げ振りの垂直部分の長さは1.2mとしています。
- 「5. 傾斜確認」は該当するものがあつた場合はチェックをし、矢印に従つて判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。
- 「6」では、判定する世帯の住家の平面図を記入します。
- 「7. 構造の確認」で、当該住家の構造方法を確認し、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造のいずれかにチェックをします。それぞれの指示に従つて、「8. 柱（又は耐力壁）」で調査する部位を決めます。

■鉄骨造の場合

- ・ 鉄骨造の場合で、柱が見える場合は柱の本数で損傷率を判断します。
- ・ 柱が見えない場合は、耐力壁のブレース数で損傷率を判断します（この場合損傷程度は程度Ⅲまでとなります。）。
- ・ さらに耐力壁も確認できない場合は、外部仕上げの面積率で損傷率を推定します（この場合損傷程度は程度Ⅲまでとなります。）。

■鉄筋コンクリート造の場合

- ・ ラーメン構造の場合、柱の本数率で損傷率を判断します。
- ・ 壁式構造の場合、耐力壁の面積率で損傷率を判断します。
- 「8」～「12」について、損傷程度毎に該当する損傷面積率の列の値（損害割合）に○印をつけてください。その際、面積率の合計は100%を超えないようにしてください。面積率について、20%刻みで判定しづらいものについては、同一の損傷程度で複数の面積率の列の値に○をつけても構いません。（「～10%」の列の値とその他の何れかの面積率の列の値に○をつけることにより、10%刻みで判定することができます）

※「8. 柱（又は耐力壁）」について、損害割合が38%以上となった場合、「判定」に進み、「全壊」にチェックを入れて終了です。

※「9. 床・梁」は、床、梁について、それぞれ調査を行ってください。

損傷程度と面積率の表が一つですので、例えば、床は該当する欄の数字の左に×印、梁は該当する欄の右に✓印とする等、別々に合計できるよう工夫してください。

なお、梁の損害割合が8%以上となった場合、「判定」に進み、「全壊」にチェックを入れて終了です。

- 「13. 設備等（住家外）」について、高架水槽・受水槽、外部階段等の外部から目視できる設備について、損傷の状況及び損害割合を記入します。損害割合は5%の範囲内

で判断します。

※配線・配管等、外部から目視できない設備は、設備等に含まれていないことに留意してください。

- 「14. 設備等（住家内）」について、台所、浴室は該当する損傷の状況に○印をつけ、損害割合の欄に該当する損傷割合を記載します。その他の欄は、浴室及び台所以外の水廻りの衛生設備等について被害があった場合に適宜、利用してください。
- 「14」で調査終了です。「損害割合算出表」に従って計算し判定します。

<損害割合算出表の記入>

- 傾斜無の表において、「8. 柱（又は耐力壁）」、「9. 床・梁」、「10. 外部仕上・雑壁・屋根」、「11. 内部仕上・天井」、「12. 建具」、「13. 設備等（住家外）」、「14. 設備等（住家内）」のそれぞれで○をつけた値の合計値をそれぞれの部位の欄に記入し、各合計値の和を「計あ」に記入してください。「4. 傾斜」の平均値が2 cm未満の場合は、「計あ」が住家の損害割合となります。

※「8」などの番号は、上の黒地に白抜き数字と合致しています。

「9. 床・梁」は、「9」の「床計」、「梁計」のうち、大きい方を記載します。

- 「4. 傾斜」が2 cm以上であった場合のみ、傾斜有の欄を使用します。「10. 外部仕上・雑壁・屋根」、「11. 内部仕上・天井」、「12. 建具」、「13. 設備等（住家外）」、「14. 設備等（住家内）」の損害割合の和に、20%を加えた値が損害割合「計い」となります。「計あ」と「計い」の大きい方の値が住家の損害割合となります。
- 「判定」の欄に損害割合を記入し、該当する被害の程度にチェックを入れて終了です。

2) 水害

①木造・プレハブ

- 左端が黒地に白文字の項目が、現場で実施する調査項目です。「判定へ」等の指示がない限り、1から順番に全ての項目についての調査を実施します。
- 左端が白地の項目は事前に役場等で記入しておくとい良いでしょう。
- 「2. 住家」は、居住のために使用されている建物である場合にチェックをいれます。
- 「3. 配置状況」は、これから判定しようとしている住家の範囲（居住の用に供されていると推定される部分）が分かるように記入して下さい。建物の外形を詳細に再現する必要はありません。

※判定する住家の範囲を確定した段階で、当該住家全体（外部から撮影できる全ての面）の写真を撮影し記録しておいてください。

- 「4. 外観」は、該当するものがあつた場合はチェックをし、矢印に従って判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。
- 「5. 傾斜」の計測の際の下げ振りの垂直部分の長さは1.2mとしています。「5. 傾斜」の平均値が6cm以上の場合、矢印に従って判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です
- 「6. 外力損傷」は、外観に外力による損傷がみられた場合、「有り」に○をつけ、矢印に従って「8. 躯体」に進んでください。
- 「7. 浸水深」は、浸水が床上まで達していない場合、「床下」に○をつけ、矢印に従って判定に進み、「半壊に至らない」にチェックを入れて終了です。
- 「8. 躯体」については、損傷率が75%以上の場合、矢印に従って判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。

(基礎)

基礎の判定において、目視調査により明らかに75%以上もしくは75%未満の場合には、損傷基礎長等の計測は不要です。75%以上かどうかを目視により判断できない場合にのみ計測を行ってください。

(柱（又は耐力壁）)

柱（又は耐力壁）の損傷率が75%以上かどうか明らかではない場合は、「9」以降に進んでください。

- 「9. 基礎」の「外力等」について、基礎に外力等による損傷率がみられる場合、該当する損傷率の列の値（損害割合）に○印をつけてください。「汚泥」について、床下に汚泥の堆積がみられる場合、□にチェックし、損害割合を1%とします。「外力等※」による損害割合と「汚損」による損害割合の和を「計」に記入してください。
- 「10. 面積率」の床面積率と屋根面積率について、階別に判定した部位別損害割合から住家全体の損害割合を算出するために用います。「主要階」と「その他階」それぞれにおいて、面積率の合計が1.0になるように記入してください。
- 「11」～「17」について、左側の「主要階」の列は、主要階の面積を100%とした場合

の損傷程度毎の面積率、右側の「その他階」の列は、その他階の面積を100%とした場合の損傷程度毎の面積率について、該当する箇所に○をつけてください。その際、面積率の合計は100%を超えないようにしてください。面積率について、20%刻みで判定しづらいものについては、同一の損傷程度で複数の面積率の列の値に○をつけても構いません。（「～10%」の列の値とその他の何れかの面積率の列の値に○をつけることにより、10%刻みで判定することができます）

なお、損傷程度について、浸水のみ被害の場合に発生する被害は太字になっていません。太字になっていない損傷程度は物理的被害があった場合に用います。

※主要階とは、「1階もしくは1階以外の階で台所・食堂・居間の全てを有する階」となります。通常は1階が主要階ですが、例えば、3階建住家の2階に台所・食堂・居間の全てがある場合、2階を「主要階」、1階と3階を「その他階」とします。

- 「18. 設備」について、浴室、台所が存在する階と損傷の状況について該当するところに○印をつけてください。右側のその他の欄は、浴室及び台所以外の設備に被害があった場合に適宜、利用してください。
- 「18」で調査終了です。「損害割合算出表」に従って計算し判定します。

<損害割合算出表等の記入>

- 調査票「その2」の「11. 外壁」から「17. 床（階段を含む。）」までの各部位について、「主要階」、「その他階」別に○のついている数字の合計値を「計」の欄に記入してください。外壁、柱（又は耐力壁）、天井、内壁、建具、床については、「計」に各階の床面積率を、屋根については「計」に各階の屋根面積率を乗じて得られた値をB欄（主要階）、C欄（その他階）に記入して下さい。
- 調査票「その2」の「18. 設備」について、主要階、その他階のそれぞれの階に存する設備の損害割合の合計を計のB欄（主要階）、C欄（その他階）に記入して下さい。
- 調査票「その1」の損害割合算出表のb列には3頁目のB欄の値を、c列にはC欄の値を転記してください。
- d列はb列の値とc列の値の合計値を小数点以下第1位で四捨五入した値を記入してください。なお、d列のうち「10. 柱（又は耐力壁）」の合計値が15%以上となった場合、「判定」に進み、「全壊」にチェックを入れて終了です。
- e列はb列の値に1.25を乗じた値、f列はc列の値に0.5を乗じた値を記入します。
- g列にはe列の値とf列の値の合計値を小数点以下第1位で四捨五入した値を記入してください。ただし、a列に記載してある構成比を上回ることはできません。aの値よりも大きな値となった場合は、aの値を記載してください。
- d列の合計値とg列の合計値を計算し、それぞれ「あ」、「い」に記入します。
- 「5. 傾斜」が2cm未満の場合、「あ」又は「い」のうち大きいほうの値を「判定」の損害割合の欄に記入し、該当する被害の程度にチェックを入れて終了です。
- 「5. 傾斜」が2cm以上であった場合のみ、h列を使用します。あ>いの場合、d列

の値を、あくいの場合、g列の値をh列に転記してください。「13. 柱（又は耐力壁）」及び「9. 基礎」の値は用いません。転記した値の和に15%を加えた値を「う」に記入します。「あ」、「い」又は「う」の値のうち最大の値を「判定」の損害割合の欄に記入し、該当する被害の程度にチェックを入れて終了です。

②非木造

- 左端が黒地に白文字の項目が、現場で実施する調査項目です。「判定へ」等の指示がない限り、1から順番に全ての項目についての調査を実施します。
- 左端が白地の項目は事前に役場等で記入しておくとい良いでしょう。
- 「2. 住家」は、居住のために使用されている建物である場合にチェックをいれます。
- 「3. 配置状況」は、これから判定しようとしている住家の範囲（居住の用に供されていると推定される部分）が分かるように記入して下さい。建物の外形を詳細に再現する必要はありません。

※判定する住家の範囲を確定した段階で、当該住家全体（外部から撮影できる全ての面）の写真を撮影し記録しておいてください。

- 「4. 外観」は該当するものがあつた場合はチェックをし、矢印に従って判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。
- 「5. 傾斜」の計測の際の下げ振りの垂直部分の長さは1.2mとしています。「5. 傾斜」の平均値が4cm以上の場合、矢印に従って判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。「5. 傾斜」の平均値が2cm以上4cm未満又は外観に外力による損傷がある場合は、「7. 構造の確認」に進んでください。
- 「6. 浸水深」は、床下浸水か床上浸水か該当する方を○で囲み、床下浸水の場合は矢印に従って判定に進み、「半壊に至らない」にチェックを入れて終了です。
- 「7. 構造の確認」で、当該住家の構造方法を確認します。鉄骨造又は鉄筋コンクリート造のいずれかにチェックをします。それぞれの指示に従って、「8. 柱（又は耐力壁）」で調査する部位を決めます。

■鉄骨造の場合

- ・ 鉄骨造の場合で、柱が見える場合は柱の本数で損傷率を判断します。
- ・ 柱が見えない場合は、耐力壁のブレース数で損傷率を判断します（この場合損傷程度は程度Ⅲまでとなります。）。
- ・ さらに耐力壁も確認できない場合は、外部仕上げの面積率で損傷率を判断します（この場合損傷程度は程度Ⅲまでとなります。）。

■鉄筋コンクリート造の場合

- ・ ラーメン構造の場合、柱の本数率で損傷率を判断します。
- ・ 壁式構造の場合、耐力壁の面積率で損傷率を判断します。
- 「8」～「12」について、損傷程度毎に該当する損傷面積率の列の値（損害割合）に○印をつけてください。その際、面積率の合計は100%を超えないようにしてください。面積率について、20%刻みで判定しづらいものについては、同一の損傷程度で複数の面積率の列の値に○をつけても構いません。（「～10%」の列の値とその他の何れかの面積率の列の値に○をつけることにより、10%刻みで判定することができます）

※「8. 柱（又は耐力壁）」について、損害割合が38%以上となった場合、「判定」に進み、「全壊」にチェックを入れて終了です。

※「9. 床・梁」は、床、梁について、それぞれ調査を行ってください。

損傷程度と面積率の表が一つですので、例えば、床は該当する欄の数字の左に×印、梁は該当する欄の右に✓印とする等、別々に合計できるよう工夫してください。

なお、梁の損害割合が8%以上となった場合、「判定」に進み、「全壊」にチェックを入れて終了です。

- 「13. 設備等（住家外）」について、高架水槽・受水槽、外部階段等の外部から目視できる設備について、損傷の状況及び損害割合を記入します。損害割合は5%の範囲内で判断します。

※配線・配管等、外部から目視できない設備は、設備とうにに含まれていないことに留意してください。

- 「14. 設備等（住家内）」について、台所、浴室は該当する損傷の状況に○印をつけ、損害割合の欄に該当する損害割合を記載します。その他の欄は、浴室及び台所以外の水廻りの衛生設備等について被害があった場合に適宜、利用してください。
- 「14」で調査終了です。「損害割合算出表」に従って計算し判定します。

<損害割合算出表の記入>

- 傾斜無の表において、「8. 柱（又は耐力壁）」、「9. 床・梁」、「10. 外部仕上・雑壁・屋根」、「11. 内部仕上・天井」、「12. 建具」、「13. 設備等（住家外）」、「14. 設備等（住家内）」のそれぞれで○をつけた値の合計値をそれぞれの部位の欄に記入し、各合計値の和を「計あ」に記入してください。「5. 傾斜」の平均値が2cm未満の場合は、「計あ」が住家の損害割合となります。

※「8」などの番号は、上の黒地に白抜き数字と合致しています。

「9. 床・梁」は、「9」の「床計」、「梁計」のうち、大きい方を記載します。

- 「5. 傾斜」が2cm以上であった場合のみ、傾斜有の欄を使用します。「10. 外部仕上・雑壁・屋根」、「11. 内部仕上・天井」、「12. 建具」、「13. 設備等（住家外）」、「14. 設備等（住家内）」の損害割合の和に、20%を加えた値が損害割合「計い」となります。「計あ」と「計い」の大きい方の値が住家の損害割合となります。
- 「判定」の欄に損害割合を記入し、該当する被害の程度にチェックを入れて終了です。

3) 風害

①木造・プレハブ

- 左端が黒地に白文字の項目が、現場で実施する調査項目です。「判定へ」等の指示がない限り、1から順番に全ての項目についての調査を実施します。
- 左端が白地の項目は事前に役場等で記入しておくとい良いでしょう。
- 「2. 住家」は、居住のために使用されている建物である場合にチェックをいれます。
- 「3. 配置状況」は、これから判定しようとしている住家の範囲（居住の用に供されていると推定される部分）が分かるように記入して下さい。建物の外形を詳細に再現する必要はありません。

※判定する住家の範囲を確定した段階で、当該住家全体（外部から撮影できる全ての面）の写真を撮影し記録しておいてください。

- 「4. 外観」は、該当するものがあつた場合はチェックをし、矢印に従って判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。
- 「5. 傾斜」の計測の際の下げ振りの垂直部分の長さは1.2mとしています。「5. 傾斜」の平均値が6cm以上の場合、矢印に従って判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。
- 「6. 屋根等」は、屋根等に脱落、破損等の損傷が生じておらず、住家内への浸水のおそれがない場合、チェックし、矢印に従って判定に進み、「半壊に至らない」にチェックを入れて終了です。
- 「7. 躯体」における基礎の損傷率75%以上かどうかの判定において、目視調査により明らかに75%以上もしくは75%未満の場合には、損傷基礎長等の計測は不要です。75%以上かどうかを目視により判断できない場合にのみ計測を行ってください。損傷率が75%以上の場合、矢印に従って判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。
- 「8. 基礎」について、該当する損傷率の列の値（損害割合）に○印をつけてください。
- 「9. 面積率」の床面積率と屋根面積率について、階別に判定した部位別損害割合から住家全体の損害割合を算出するために用います。「主要階」と「その他階」それぞれにおいて、面積率の合計が1.0になるように記入してください。
- 「10」～「16」について、左側の「主要階」の列は、主要階の面積を100%とした場合の損傷程度毎の面積率、右側の「その他階」の列は、その他階の面積を100%とした場合の損傷程度毎の面積率について、該当する箇所に○をつけてください。その際、面積率の合計は100%を超えないようにしてください。面積率について、20%刻みで判定しづらいものについては、同一の損傷程度で複数の面積率の列の値に○をつけても構いません。（「～10%」の列の値とその他の何れかの面積率の列の値に○をつけることにより、10%刻みで判定することができます）

※主要階とは、「1階もしくは1階以外の階で台所・食堂・居間の全てを有する階」となります。通常は1階が主要階ですが、例えば、3階建住家の2階に台所・食堂・

居間の全てがある場合、2階を「主要階」、1階と3階を「その他階」とします。

- 「17. 設備」について、浴室、台所が存在する階と損傷の状況について該当するところに○印をつけてください。右側のその他の欄は、浴室及び台所以外の設備に被害があった場合に適宜、利用してください。
- 「17」で調査終了です。「損害割合算出表」に従って計算し判定します。

<損害割合算出表等の記入>

- 調査票「その2」の「10. 外壁」から「16. 床（階段を含む。）」までの各部位について、「主要階」、「その他階」別に○のついている数字の合計値を「計」の欄に記入してください。外壁、柱（又は耐力壁）、天井、内壁、建具、床については、「計」に各階の床面積率を、屋根については、「計」に各階の屋根面積率を乗じて得られた値をB欄（主要階）、C欄（その他階）に記入して下さい。
- 調査票「その2」の「17. 設備」について、主要階、その他階のそれぞれの階にある設備の損害割合の合計を計のB欄（主要階）、C欄（その他階）に記入して下さい。
- 調査票「その1」の損害割合算出表のb列には3頁目のB欄の値を、c列にはC欄の値を転記してください。
- d列はb列の値とc列の値の合計値を小数点以下第1位で四捨五入した値を記入してください。なお、d列のうち「12. 柱（又は耐力壁）」の合計値が15%以上となった場合、「判定」に進み、「全壊」にチェックを入れて終了です。
- e列はb列の値に1.25を乗じた値、f列はc列の値に0.5を乗じた値を記入します。
- g列にはe列の値とf列の値の合計値を小数点以下第1位で四捨五入した値を記入してください。ただし、a列に記載してある構成比を上回ることはできません。aの値よりも大きな値となった場合は、aの値を記載してください。
- d列の合計値とg列の合計値を計算し、それぞれ「あ」、「い」に記載します。
- 「5. 傾斜」が2cm未満の場合、「あ」又は「い」のうち大きいほうの値を「判定」の損害割合の欄に記入し、該当する被害の程度にチェックを入れて終了です。
- 「5. 傾斜」が2cm以上であった場合のみ、h列を使用します。あ>いの場合、d列の値を、あ<いの場合、g列の値をh列に転記してください。「12. 柱（又は耐力壁）」及び「5. 基礎」の値は用いません。転記した値の和に15%を加えた値を「う」に記入します。「あ」、「い」又は「う」の値のうち最大の値を「判定」の損害割合の欄に記入し、該当する被害の程度にチェックを入れて終了です。

②非木造

- 左端が黒地に白文字の項目が、現場で実施する調査項目です。「判定へ」等の指示がない限り、1から順番に全ての項目についての調査を実施します。
- 左端が白地の項目は事前に役場等で記入しておくとい良いでしょう。
- 「2. 住家」は、居住のために使用されている建物である場合にチェックをいれます。
- 「3. 配置状況」は、これから判定しようとしている住家の範囲（居住の用に供されていると推定される部分）が分かるように記入して下さい。建物の外形を詳細に再現する必要はありません。

※判定する住家の範囲を確定した段階で、当該住家全体（外部から撮影できる全ての面）の写真を撮影し記録しておいてください。

- 「4. 外観」は該当するものがあつた場合はチェックをし、矢印に従って判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。
- 「5. 傾斜」の計測の際の下げ振りの垂直部分の長さは1.2mとしています。「5. 傾斜」の平均値が4cm以上の場合、矢印に従って判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。「5. 傾斜」の平均値が2cm以上4cm未満又は外観に外力による損傷がある場合は、「7. 構造の確認」に進んでください。
- 「6. 外部仕上等の損傷」は、該当しない場合はチェックをし、矢印に従って判定に進み、「半壊に至らない」にチェックを入れて終了です。
- 「7. 構造の確認」で、当該建造物が鉄骨造か鉄筋コンクリート造かを確認し、いずれかにチェックをします。それぞれの指示に従って、「8. 柱（又は耐力壁）」で調査する部位を決めます。

■鉄骨造の場合

- ・ 鉄骨造の場合で、柱が見える場合は柱の本数で損傷率を判断します。
- ・ 柱が見えない場合は、耐力壁のブレース数で損傷率を判断します（この場合損傷程度は程度Ⅲまでとなります。）。
- ・ さらに耐力壁も確認できない場合は、外部仕上げの面積率で損傷率を判断します（この場合損傷程度は程度Ⅲまでとなります。）。

■鉄筋コンクリート造の場合

- ・ ラーメン構造の場合、柱の本数率で損傷率を判断します。
- ・ 壁式構造の場合、耐力壁の面積率で損傷率を判断します。
- 「8」～「12」について、損傷程度毎に該当する損傷面積率の列の値（損害割合）に○印をつけてください。その際、面積率の合計は100%を超えないようにしてください。面積率について、20%刻みで判定しづらいものについては、同一の損傷程度で複数の面積率の列の値に○をつけても構いません。（「～10%」の列の値とその他の何れかの面積率の列の値に○をつけることにより、10%刻みで判定することができます）

※「8. 柱（又は耐力壁）」について、損害割合が38%以上となった場合、「判定」に進み、「全壊」にチェックを入れて終了です。

※「9. 床・梁」は、床、梁について、それぞれ調査を行ってください。

損傷程度と面積率の表が一つですので、例えば、床は該当する欄の数字の左に×印、梁は該当する欄の右に✓印とする等、別々に合計できるよう工夫してください。

なお、梁の損害割合が8%以上となった場合、「判定」に進み、「全壊」にチェックを入れて終了です。

- 「13. 設備等（住家外）」について、高架水槽・受水槽、外部階段等の外部から目視できる設備について、損傷の状況及び損害割合を記入します。損害割合は5%の範囲内で判断します。

※配線・配管等、外部から目視できない設備は、設備等に含まれていないことに留意してください。

- 「14. 設備等（住家内）」について、台所、浴室は該当する損傷の状況に○印をつけ、損害割合の欄に該当する損害割合を記載します。その他の欄は、浴室及び台所以外の水廻りの衛生設備等について被害があった場合に適宜、利用してください。
- 「14」で調査終了です。「損害割合算出表」に従って計算し判定します。

<損害割合算出表の記入>

- 傾斜無の表において、「8. 柱（又は耐力壁）」、「9. 床・梁」、「10. 外部仕上・雑壁・屋根」、「11. 内部仕上・天井」、「12. 建具」、「13. 設備等（住家外）」、「14. 設備等（住家内）」のそれぞれで○をつけた値の合計値をそれぞれの部位の欄に記入し、各合計値の和を「計あ」に記入してください。「5. 傾斜」が2cm未満の場合は、「計あ」が住家の損害割合となります。

※「8」などの番号は、上の黒地に白抜き数字と合致しています。

「9. 床・梁」は、「9」の「床計」、「梁計」のうち、大きい方を記載します。

- 「5. 傾斜」が2cm以上であった場合のみ、傾斜有の欄を使用します。「10. 外部仕上・雑壁・屋根」、「11. 内部仕上・天井」、「12. 建具」、「13. 設備等（住家外）」、「14. 設備等（住家内）」の損害割合の和に、20%を加えた値が損害割合「計い」となります。「計あ」と「計い」の大きい方の値が住家の損害割合となります。
- 「判定」の欄に損害割合を記入し、該当する被害の程度にチェックを入れて終了です。

3. 調査票様式の修正

次の2つの条件が満たされれば、地方公共団体の判断により、必要に応じて調査票の様式を修正することができます。

- ・運用指針に則った調査・判定を行うことができるものである。
- ・調査票に記録する項目として以下の各項目が盛り込まれている。

【調査票において記録する項目】

- ①所在地
- ②住家の被害の程度
- ③判定した住家の範囲（建物のうち居住の用に供されていると推定される部分）
- ④外観による判定結果
- ⑤住家の傾斜
- ⑥床上浸水の有無（水害の場合のみ）
- ⑦屋根等の損傷の有無（風害の場合のみ）
- ⑧各部位の損傷（i～ivのいずれか）
 - i. 各部位の損傷状況（図面、写真等で記録）
 - ii. 各部位の損傷程度ごとの損傷面積率等
 - iii. 各部位の損傷率
 - iv. 各部位の損害割合
- ⑨住家の損害割合

内閣府で示した調査票に示されている項目以外に、過去に災害を経験した地方公共団体において、調査票に盛り込まれた項目を参考に列挙します。

- ・災害名称
- ・「浸水深」等他の統計で必要とされる項目
- ・「固定資産税減免に必要な損害の程度」等他の地方公共団体業務で必要とされる項目
- ・調査結果の電子データ化のための番号自動読み取りコード（QRコード、バーコード等）